

役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、役員（または死亡）に際し、当該役員またはその遺族に対して支給する退職慰労金について定める。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、評議員を除く役員（理事、監事）に適用する。

(退任の定義)

第3条 この規程で「退任」とは、理事長、理事または監事に選任された者が、辞任・任期満了または死亡によりその役位を離れることを云う。また、役位に変更があった場合は退任として扱うが、同役位に再任された場合には退任扱いとはしない。

(慰労金の算定基準額)

第4条 退職慰労金の算定基準額は、各役位退任時の最終報酬月額に第5条に定める役位ごとの在任期間の年数を乗じて算出した金額の合計額とする。

(在任期間)

第5条 在任期間は就任の日から起算して退任または死亡の日までとし、暦月によって計算する。

(功労金)

第6条 理事会は退任役員の功績を評価し、第4条に定める退職慰労金のほかに3割を越えない範囲で功労金を支給できる。加算額についてはその都度理事会において決定する。

(特別功労金)

第7条 本会の発展に著しい功労のあった者（例えば本会の創設、再建等の時期に格別の功労のあった者）には前条の功労金に加え、第4条に定める退職慰労金の2割を超えない範囲で、特別功労金を支給することができる。加算額についてはその都度理事会において決定する。

(特別減額)

第8条 次の各号の一に該当する場合は、第4条の退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 退任にあたり、本会の業務に著しく支障をきたしたとき（例えば所定の手続き及び事務処理の不履行等）
2. 退任にあたり、本会の信用を傷つけ、在職中に知りえた本会の機密をもたらすことによって本会に損害を与えたとき。
3. 在任中の役員として不都合な行為があり理事会で役員解任をされたとき。
4. その他、前各号に準ずる行為があり、理事会で減額または不支給を適当と認めたとき。

(退職慰労金の支払い)

第9条 役員退職慰労金・功労金・特別慰労金は退任の日から2ヶ月以内に本人に支給することを原則とする。また、事情により分割して支給することがある。この場合には退職の日から4ヶ月以内に支給する。但し、本会に対して債務のある場合には、その債務の返済後支払う。

2. 役位の変更のみで引き続き役員である場合、変更の都度退職慰労金は支給しない。
3. 死亡の場合はその遺族に支給する。
但し、支給する遺族の範囲及び順位は労働基準法施行規則第42条の順位に従って支給する。

(協議事項)

第10条 本規程による退職慰労金は、本会の経営状況により支給基準および支払方法を変更することがある。

第11条 本規程の定めのない事項については、理事会において協議する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は評議員会の決議を得なければならない。

(経過処置)

第13条 本規程の施行にあたり、施行前の取り扱いについては理事会においてその都度協議する。

(付 則)

この規程は、平成12年 2月29日から施行する。

平成14年 4月 1日一部変更

平成19年 1月22日一部変更

平成22年 4月 1日一般法人移行に伴う変更